

# 制度が「親」と認めない

## 「単独親権は違憲」集団提訴

単独親権制度は憲法に違反するとして、子どもの養育に関われなくなった親たちが22日に国家賠償訴訟を起こした。海外では共同親権が主流で、国内でも法務省が離婚後の養育の在り方の研究会を発足させた。子どもとの交流を断られた親からは制度改正への期待が高まるが、慎重論も根強い。

## 子育て望む父増加

「夫婦の別れが親子の別れにつながっている」原告の一人で、東京都内に住む岡直幸さん(54)は、提訴後の記者会見で訴えた。妻と離婚し、当時1歳半だった長男と離れて暮らすようになって11年。年々共働き世帯が増え男性の



単独親権制度は違憲だとし、提訴するため東京地裁に入る原告ら—東京都千代田区で22日、吉田航太撮影

育児参加が進む中、離婚後も「2人の子ども」との意識で子育てへの関わりを望む声は高まっている。離婚率の上昇もあって、子どもの身近で世話や教育をする「監護者」の指定や面会交流の調停を裁判所に申し立てた件数は、ともに2000年度からの15年間で5倍以上に増えた。

### 焦点

るのを恐れる。しばらくは仕事中心に何度モトイレに駆け込んで涙を流した。夜眠れなくなり、今も通院を続ける。最後に娘に会ったのは今年4月。妻が指定した場所を訪れると「お父さん」と駆け寄ってきた。別際には、寂しさからか抱きつづかれた。

### 親権のあり方



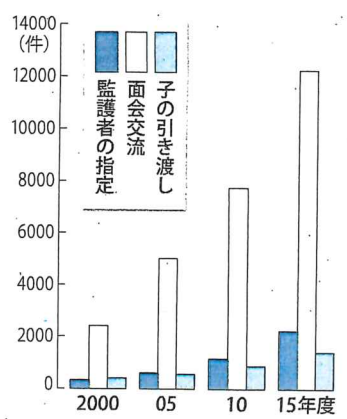
海外では欧米を中心に、共同親権制度が主流だ。米国では日本の親権に近い監護権が州法で規定さ

## 共同親権 欧米で主流

れ、離婚時に父母が共同で行使するかどうかを決める。母親が子と同居し、父親は週末や長期休暇時に子と交流し、教育や医療などの重要事項は双方で決めるといったケースが多い。柳村政行・早稲田大学教授(家族法)は「離婚した夫婦は他人だが、子にとっては親に変わりない」との発想が根底にある」と説明する。1970年代、監護権を得られない父親たちの

が幸せだった。月にたった数時間の面会で、養育と言えぬのか。養育計画の義務化など、共同養育を実現すべきだと考えている。今回の集団訴訟には加わっていないが「両方の親が子育てに関わる一歩になれば」と期待する。

離婚を巡る裁判所への調停申立件数



※司法統計より

一方、共同親権の導入に慎重な意見もある。特に懸念が強いのが、離婚の原因や背景にドメスティックバイオレンス(DV)や児童虐待がある場合だ。ひとり親家庭を支援するNPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」などが子連れで別居した母親10

権利運動を背景に米国の一部の州で離婚後の共同監護が法制化され、全米へと拡散。89年に国連で子どもの権利条約が採択されると、父母双方と関わりを持ち続けることを「子の権利」として尊重する風潮が世界的に広まったという。欧州の多くが離婚後の共同親権を原則とし、別居親と子の面会交流権を厳格に認めている。韓国は共同親権を選択でき、ど

も面会交流の方法などを取り決めた合意書を作らなければ離婚が認められない。日本は戦後の改正民法が父母いずれかを親権者とする単独親権を規定した。戦前の家長制の下で単独親権がとられた影響と考えられる。80年代前後からは海外の動きも呼応して共同親権の法制化を求める声が高まったが、「夫婦のトラブルが離婚後に持ち越され、子の福祉に望ましくない」との慎重論も根強い。小川富之・福岡大学教授(家族法)は「諸外国では裁判所や公的機関が離婚後の養育計画を点検し、養育費取り立てや面会交流の支援体制を整えた上で推進してきた。それでもDVや虐待のリスクが軽視され、父母の対立が激化する負の側面が出ている」と指摘する。

国連の「子どもの権利委員会」は今年2月、離婚後の共同養育を認める法改正を日本に勧告。法務省は離婚後の子の養育をテーマとした研究会をつくり、今月から検討を始めた。共同親権を巡る議論も本格化することになるが、慎重論もふまえて、離婚時の共同養育計画の策定義務化や、別居中の親子の面会交流の促進策なども論点に加わる見通しだ。